

パナマへの追加確認事項に対する回答（仮訳）

I 生体牛のリスク評価に必要な情報

1 侵入リスク

1.1.3 1986年以降にあらゆる国々から輸入した生体牛全個体に関する情報

1986～2007年の期間について、データが記載されていなかったが、1.1.5「輸入牛でBSE感染牛が確認されたことがあるか」には「パナマには輸入動物に関する記録とデータがある」との記載がある。

また、国際貿易統計データベース(World Trade Atlas)（一部は政府発行の貿易統計）を調査したところ、各国（リスク国）からパナマへの生体牛の輸出が確認されたが、事実関係如何。1986～2007年の輸入生体牛のデータ及び出典統計名を回答して頂きたい。データが無い場合、もしくは不明の場合はその旨を記載すること。（データ無し、不明、及び回答が得られない場合、貿易統計の数値に基づきリスク評価を行うこともある。）

【国際貿易統計データベース(World Trade Atlas)（一部は政府発行の貿易統計）による、各国からの生体牛の輸出頭数（HSコード01.02）】 （単位：頭）

輸出国	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
米国			0	3	16	10	67	4	17	12	22	17
フランス	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0
合計	0	0	0	3	16	10	67	4	21	12	22	17

輸出国	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	合計
米国	53	91	59	482	0	0	0	12	865
フランス	0	0	0	0	0	0	0	0	4
合計	53	91	59	482	0	0	0	12	869

生体牛の輸入

生体牛は1988年及び1989年にはいかなる国からもパナマへ輸入されなかった。

国際貿易統計データ WTA に掲載されている情報に関しては、我が国における動物輸入の許可と検査に責任を負う農牧検疫局の記録によれば、1996年のフランスからの輸入実績は無い。

国名	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
米国	0	0	0	0	0	30	11	12	66	37	17	12
フランス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

国名	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
米国	20	47	73	123	116	233	0	0	0	0
フランス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

0：輸入実績無し

出典：農牧開発省農牧検疫局

1.1.4 BSE リスク国*からの輸入牛に関する情報

国名	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
米国	0	0	0	0	0	30	11	12	66	37	12*	12	20	47

※表中では12と記載されているが、追加回答本文より17の間違いであると思われる。

国名	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
米国	73	123	116	233	0	0	0	0

0：輸入実績無し

出典：農牧開発省農牧検疫局

2 暴露・増幅リスク

2.2.1.3 牛と豚・鶏の混合飼養の有無／飼養牛全体に占める混合飼養牛*の割合

*混合飼養牛：同一農場内で、豚・鶏と一緒に飼育されている牛

●牛と豚・鶏の混合飼養の有無

○・はい

子牛（牛のみの専用飼育）9.42%

豚と牛との混合飼育 1.7%

鶏と牛との混合飼育 88.8%

・いいえ

我が国における牛の飼育は、豚、馬及び鶏との混合飼養によるものが大半を占め、低率ながら羊及び山羊との混合飼養が存在する。各動物は農場内の特定の場所で飼育され、牛と豚との混合飼養施設が 1.7%、牛と鶏との混合飼養施設が全体の 88.8%を占める。牛のみの専用飼養施設は 9.42%を占める。

2.2.2 飼料製造施設の基本情報

2.2.2.1 飼料製造施設数

「全部で 42 の飼料製造施設がある。

調査によると、1種の動物の飼料だけを生産している施設はない。」

とのことだが、これら混合施設におけるライン分離やライン洗浄などの交差汚染防止対策の有無及び各対策が行われている施設数について分かる範囲で記載すること。

不明もしくはデータが無い場合は、その旨を記載すること。

施設の名称:

*1: 最初に牛用飼料を生産し、次に他の動物用飼料を生産し、その後に牛用飼料の生産に戻る場合はラインの洗浄を行う。

グレシア養鶏場	2 混合機 *1
配合飼料会社	1 混合機 *1
マドゥロナル牧場	1 混合機 *1
濃縮飼料 (株)	2 混合機 *1
オシマ養豚 (株)	2 混合機 *1
農食肉製造 (株)	肉骨粉生産
フアン XX II	2 混合機 *1
エルロデオ農場 (株)	1 混合機 *1
リオグランデ飼料	2 混合機 *1
セレス飼料	2 混合機 *1
ナタ産業	2 混合機 *1
ロスグアヤカネス	2 混合機 *1
動物飼料会社	1 混合機 *1
穀物飼料会社	1 混合機 *1
ラチャパニタ養豚	1 混合機 *1
デルエステ養豚 (マウエル・サト)	1 混合機 *1
マリフェル飼料	1 混合機 *1
アスエロ農産	1 混合機 *1
カルサエス製粉	1 混合機 *1
サンテニョス家畜飼料	1 混合機 *1
モニカ飼料加工 (株)	1 混合機 *1
サンホセ農産	2 混合機 *1
カリナ飼料加工	2 混合機 *1
メロ(株) (029)	1 混合機 *1
ディアールセ養鶏場	2 混合機 *1
プロスマ農産 (株)	1 混合機 *1
ガビ-リア飼料 (株)	1 混合機 *1
ラグランハ養鶏場	1 混合機 *1
共同乳業 (飼料施設)	1 混合機 *1
ラアシエンダグループ (株)	1 混合機 *1
ファルデバナマ投資 (株)	輸出用ゴカイ (エビの餌) の加工・包装
マセリョ (株)	肉骨粉生産
チリキと畜場 (株)	肉骨粉生産
レスカノ製粉	1 混合機 *1

動物栄養剤調合（株）	1 混合機 *1
トレダーノ	鶏用飼料
ピラドールラエストレリヤ	1 混合機 *1
プロマリナ（株）	魚類用飼料
レデプロサ・タンパク回収（株）	魚類用飼料*
コクレ食肉	肉骨粉生産
セルビカルネス（株）	肉骨粉生産

※表中では魚類用飼料と記載されているが、追加回答本文より、レデプロサで行われているのは「油脂の分離加工及び家きん用飼料」であると思われる。

2.3 特定危険部位（SRM）の利用

2.3.1.1 レンダリング施設数、生産量

(1)製造方法別（専用施設、製造工程分離の有無等の交差汚染の観点からの分類）

回答では「飼料製造・生産工場（反すう動物、豚、鳥、その他）」の表が記載されているが、ここではレンダリング施設に関するデータについて記載すること。

とくに、混合施設でライン分離、ライン洗浄などの交差汚染防止対策が行われているかどうか、分かる範囲で記載すること。

不明もしくはデータが無い場合は、その旨を記載すること。

※レンダリング・・・牛や豚などの家畜をと畜解体する時にでる食用にならない部分を、加熱し、水分を蒸発させ、油分を分離し、残渣を飼料、肥料や工業用資材に製品化すること。

現在パナマには 42 の動物用飼料製造加工施設が存在する。

そのうち、プロマリナ（株）は、魚類用飼料のみを製造する施設であり、レデプロサは油脂の分離加工と家禽用飼料を、ファルデパナマ投資は輸出用ゴカイ（エビの餌）の加工を事業とする。

肉骨粉生産専用施設は、マセリョ（株）、セルビカルネス（株）、コクレ食肉及び農食肉製造（株）であり、これら施設で生産されるのは養豚場と養鶏場の国内消費用肉骨粉である。

チリキと畜場（株）は、輸出用 MBM を生産している。

レンダリング施設は 6 社あり、うち 1 社は家きんのみを処理し、5 社は牛の廃棄物のみを処理し、熱処理、脂肪の分離及び残渣回収を行う。

残る 33 施設は多種の動物用の飼料を製造している。

(箇所、トン (期間内の合計))

			1986～1990	1991～1995	1996～2000	2001～2005	2006～
専用 施設	原料に 反すう動物 由来のもの を含む	施設数	データ無し	データ無し	データ無し	1 豚用施設	データ無し
		生産量	データ無し	データ無し	データ無し	54 トン	データ無し
	原料に 反すう動物 由来のものを 含まない	施設数	データ無し	データ無し	データ無し	2 豚用施設 1 反すう動物用 施設	データ無し
		生産量	データ無し	データ無し	データ無し	3,847 トン	データ無し
混合 施設	ライン分離済み	施設数	なし	なし	なし	なし	なし
		生産量					
	ラインを洗浄	施設数	7	10	10	17	1
		生産量	410,716 トン	378,824 トン	650,256 トン	878,037 トン	244,923 トン
	特に交差汚染 防止対策は 取っていない	施設数	不明	不明	不明	不明	不明
		生産量					

任意の時期において、その期間の一部でも稼働していたすべての工場を含めること。骨粉生産工場を含めること。

(2)レンダリング処理方法 (圧力・温度・時間、連続処理/バッチ処理等)

代表的なレンダリング処理条件と生産状況

(箇所、トン (期間内の合計))

代表的なレンダリング処理の条件と、それがいつから実施されたか、分かる範囲で記載

		1986～1990	1991～1995	1996～2000	2001～2005	2006～
形態 A	施設数					
	生産量					
形態 B	施設数					
	生産量					
形態 C	施設数					
	生産量					
形態 D	施設数					
	生産量					

形態 A : 圧力 : _____ 温度 : _____ 時間 : _____ 連続処理/バッチ処理 : _____ 他の条件 : _____

形態 B : 圧力 : _____ 温度 : _____ 時間 : _____ 連続処理/バッチ処理 : _____ 他の条件 : _____

形態 C : 圧力 : _____ 温度 : _____ 時間 : _____ 連続処理/バッチ処理 : _____ 他の条件 : _____

形態 D : 圧力 : _____ 温度 : _____ 時間 : _____ 連続処理/バッチ処理 : _____ 他の条件 : _____

パナマにおけるレンダリング施設は、OIE が定めたパラメーターである 133°C3 気圧を遵守しており、前表にある形態別分類は行われていない。

2.3.2 死廃牛の処理

2.3.2.1 レンダリング規制の概要及び規則（法令）

BSE 関連規則について、以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること。

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
2006 年	これら施設での BSE に関する特別な法規は無いが、レンダリング施設に対する監視体制は、温度-気圧に関する OIE の勧告に準拠しており、前記パラメーターが遵守されていない場合は制限措置が科せられる。
2008 号法案	伝達性海綿状脳症予防・サーベイランス国家計画が公布手続き中

(2) 罰則規定

- ・ 1997 年法律 No.23 の第 78 条から第 82 条まで
- ・ 2001 年法律 No.44
- ・ 「1997 年法律 No.23, 第 78 条の 11 項の改正及び 13 項と 14 項の追加を定めた」
2002 年 12 月 26 日付法律 No.62

2.3.2.2 レンダリング規制の実施主体及び遵守状況

(1) 実施主体

農牧開発省-動物衛生局-登録部

(2) 遵守状況確認の方法

レンダリング施設が操業を開始する時、法定代表者が動物衛生局へ出向き、必要な登録を行い、監視体制に組み込まれる。

それにより、立ち入り検査、衛生指導、サンプリングが実施されるようになる。

（レンダリング施設における遵守状況の確認方法を記載）

衛生要件遵守確認と製造に関する年次検査。

（遵守状況の確認を行っていない場合はその旨を記載）

法定代表者が動物衛生局への施設の登録義務を履行せず、商工省-MICI からの操業認可のみで操業を開始した場合を指す。

(3)確認結果（規制実施後の違反の有無／ある場合はその内容・対応）

不明もしくはデータ無しの場合、その旨を記載すること

年	検査の方法						違反事例の内容及び 対応
	帳簿・在庫検査		分析（分析法*）		その他（ ）		
	監査数	違反数	監査数	違反数	監査数	違反数	
2007	マセリヨ	0	該当なし	該当なし	不明		該当無し
2008	チリキと畜場	0	該当なし	該当なし	不明		該当無し
2009	マセリヨ、 コクレ食肉、 セルビカルネス	データ無し	該当なし	該当なし	不明		該当無し

処理対象施設別に作成すること：例）牛取扱施設、豚取扱施設、混合施設

処理対象施設別（牛取り扱い施設、豚取り扱い施設、混合施設） レンダリング施設	
レンダリング施設-牛	レンダリング施設-家禽
チリキと畜場	レデプロサ-たん白質回収(株)
コクレ食肉(株)	
マセリヨ	
農食肉製造(株)	
セルビカルネス	

* 分析法については、分析に用いる材料及び手法（ELISA等）を明記

Ruminant in Feed（キット）による検査で、牛用飼料に含まれる反すう動物由来のたん白質を検出する（牛用飼料に肉骨粉を使用することは法令により禁止されている）

顕微鏡検査

2.3.3 特定危険部位（SRM）等の取り扱い

それぞれの部位の利用実態について記載

		利用実態（食用／レンダリング後飼料利用／レンダリング後廃棄／焼却／埋却など）
健全牛	頭部（脳、頭蓋、眼、三叉神経節、扁桃含む。舌、頬肉を除く）	頭骨：廃棄 脳、眼、神経節及び扁桃：肉骨粉（MBM）の製造
	せき柱（背根神経節含む）	脊柱骨はと体に留まる
	せき髄	切断により消失し、と体から洗い落とされる
	回腸遠位部	肉骨粉（MBM）の製造
	その他（あれば記載） （ ）例）腸、腸間膜	肉骨粉（MBM）の製造
死廃牛、緊急と畜牛、生体検査で処分決定が下された牛		と畜前検査により処分決定が下された牛は、検査結果により廃棄処分又は肉骨粉（MBM）の製造に回される。 死亡牛及び不慮の事故によると畜牛は、通常のと畜工程の最後に入れられ、その後臨床評価（検査）を受け、と体の一部又は全部に対する廃棄決定が下される。 前記検査結果により、と畜牛は食肉用に適した肉片を分離し部分的に使用され、全部廃棄の対象となった場合は、肉骨粉（MBM）の製造に回される。 神経症状が見られる場合、全国施設サーベイランス制度（SINVEP）を通じ分析所での診断のためサンプル採取が行われる。

3. サーベイランス

3.2.1.1 制度の概要について

(2)カテゴリー別の年間母集団（概数）

概数でも良いので分かる範囲で記載

不明もしくはデータが無い場合は、その旨を記載

	2007年	2008年
通常と畜牛（OIE カテゴリー4）	133	108
死廃牛/不慮の事故によると畜牛 （OIE カテゴリー2）	1	7
死亡牛（OIE カテゴリー3）	1	22
臨床的に疑われる牛（OIE カテゴリー1）	1	54
（かんぬき部サンプル）合計	136	191

※上記カテゴリーは OIE による区分。

このカテゴリーに当てはまらない場合は、自国のカテゴリーをそれぞれ記載すること。

3.2.2 サーベイランスの成績

3.2.2.1 実施頭数

(1)サーベイランス実施年ごとの頭数（可能ならば、受動的／能動的サーベイランスに分けて記載）

サーベイランスの成績について記載

不明もしくはデータが無い場合は、その旨を記載

(検査頭数)

年	通常と畜牛	死亡牛	不慮の事故によ ると畜牛 歩行困難牛	臨床的に 疑われる牛	合計
1999	不明	不明	不明	不明	不明
2000	不明	不明	不明	不明	不明
2001	不明	不明	不明	不明	不明
2002	不明	不明	不明	不明	不明
2003	不明	不明	不明	不明	不明
2004	不明	不明	不明	不明	不明
2005	データ無し	データ無し	データ無し	データ無し	データ無し
2006	データ無し	データ無し	データ無し	データ無し	データ無し
2007	133	1	1	1	136
2008	108	22	7	54	191

(※上記カテゴリーは OIE による区分。このカテゴリーに当てはまらない場合は、自国のカテゴリーをそれぞれ記載すること。)

3.3 BSE 認知プログラム

BSE 認知プログラム及び届出義務などに関して、以下の 3.3.1～3.4.5 について記載

不明もしくはデータが無い場合は、その旨を記載

●BSE 認知プログラムが存在するか？

はい→以下の問い 3.3.1 へ／いいえ→3.4 BSE が疑われるすべての牛の調査及び届出義務へ

3.3.1 BSE 認知プログラムの開始時期、及びその継続的な実施ならびに対象地域を示すこと

BSE のアクティブサーベイランス及びパッシブサーベイランスは、タイプ A 又はタイプ B に関係なく、[OIE の指針に基づき実施される](#)。パナマを、リスク I、サーベイランスタイプ B に分類した GBR のリスク分析は、今は無効であり、我々は OIE が定めた次のサーベイランス指針に依拠する：

- ・ OIE が定めた全てのカテゴリーでのサンプル収集
- ・ 狂犬病抑制キャンペーンと歩調を合わせ、神経症状を示す動物に重点を置く
- ・ サンプルごとのポイントの加算と登録
- ・ 肉骨粉製造施設、飼料加工施設及び農場の検査とサンプリング
- ・ 輸入牛の登録
- ・ 生物由来物質の登録・管理
- ・ と畜施設の検査
- ・ 2006 年以前に農牧検疫局-DECA が実施し、2006 年以降はパナマ食品安全局-AUPSA が実施している、動物由来製品及び副産物の輸入サーベイランス

BSE サーベイランスの目的は、他の疾患と同様に、動物資産の保護、公衆衛生活動の支援、また我が国が BSE に汚染されていないことの証明にある。パナマは 2008 年に、BSE プログラムを開始し公式にポイント制度を開始したが、この年の累計ポイントは 8239.25 点であった。2008 年以前の実績は、ポイント制度実施後、公式に 7 年を経過する 2014 年までに必要であれば、前歴として扱われる。

3.3.2 BSE 認知プログラムに関与している関係者（獣医師、生産者、競売場職員、と畜場職員等）及び人数

全国で活動する動物衛生局の臨床獣医官 80 人

3.3.3 関係者に対する研修の有無

ある場合、その開始時期、場所、研修に用いられる資料の種類（説明書、裏付け文書、その他の教材）について

マニュアル：

- ・ 疫学部長により 2005 年に作成されたもの 1 件
- ・ ブラジルの手順書「組織病理検査のための牛脳髓収集」のスペイン語への翻訳 1 件
- ・ BSE 対策による BSE に係る手順書 1 件
- ・ 牛の歯列による月齢判定方法のカラー図解マニュアル（英語）の疫学部による翻訳 2007 年
- ・ 当国各地における獣医官による現場及びと畜場でのサンプル採取実施法
- ・ 国連食糧農業機関-FAO より寄贈された BSE の臨床的総体的症状のビデオ

3.3.4 BSE が確認された場合の対応

パナマには BSE の症例が 1 件も発生していないため対応実績は無い。

3.4 BSE が疑われるすべての牛の調査及び届出義務

3.4.1 BSE が正式に法定伝染病に指定された日付

1996 年 5 月 2 日付決議 ALP-009-ADM の第 4 項による「牛のあらゆる神経系異常兆候の届出義務の決定」。

決議 DAL-216-ADM-2006（添付）により、それ以前に公布された BSE に関する全ての法的規定（決議 No.009 を含む）が廃止された。

しかし、同決議（216）に、1996 年 5 月 2 日付決議 ALP-009-ADM の第 4 項の規定を維持する旨の記述は無い。

BSE を含む伝達性海綿状疾患の疫学的サーベイランスに関連する全事項を盛り込んだ、「伝達性海綿状脳症予防・サーベイランス国家計画」-PRONEET の法案が承認待ちの状態にある。

第 23.033 号

官報 1996 年 5 月 10 日金曜日

農牧開発省

決議 ALP-009-ADM

（1996 年 5 月 2 日）

農牧開発大臣は、法令により付与された権限を行使し、1986 年より英国において「BSE」と呼ばれる疾患が確認され、その牛への感染が、「スクレイピー」若しくは「腰部痒疹」と呼ばれる類似疾患に罹患した、又は潜伏期にある羊から製造されたたん白質の由来品を飼料として給与されたことによるものであったこと、1996 年の初めから「BSE」が急速に増加し、当疾患が発生した国における牛の飼育、牛製品及び牛副産物に深刻な影響を及ぼしたこと、パナマ共和国では「スクレイピー」及び「BSE」が発生していないことに鑑み、次のことを決定した：

- 第 1 項： 「BSE」が発生した国を原産地とする牛、牛製品及び牛副産物の輸入を禁止する。
- 第 2 項： 「スクレイピー」が発生した国を原産地とする羊、山羊、その製品及び副産物の輸入を禁止する。
- 第 3 項： 「BSE」又は「スクレイピー」が発生した国を原産地とし、且つその用途が動物用飼料である、反すう動物由来物質で製造されたたん白質由来製品又はそれを含む全種類の飼料の輸入を禁止する。
- 第 4 項： 牛、羊及び山羊が示す神経系の異常兆候の全てを、獣医官を通じ農牧開発省へ届け出ることを義務付ける。

3.4.2 届出義務のある BSE が疑われる牛の基準に関する説明と、その設定の経緯について

次の通り判定する：

疑わしい例：全身性かつ進行性の神経系の臨床的異常兆候、並びに中枢神経障害による動作、運動機能及び感覚の変化を示す、30 ヶ月齢超の生体牛、と畜牛又は死亡牛。

確定例：疑わしい例としてサンプル採取を受け、組織病理学及び免疫組織化学の診断により、陽性と判定された牛。

3.4.3 届出義務の推進策（届出を確実に履行する／義務付けるための措置）及び BSE が疑われる牛を報告しなかった場合の罰則の概要について、その設定の経緯を含む説明

当疾患の通報を奨励する方策として、動物衛生のプログラム及びキャンペーンへ生産者を組み入れている。主に狂牛病の疑いが生じた群れに獣医官の支援を供与することにより、衛生当局は BSE の通報を得ることができる。

BSE の届出をしないことに対する罰則は無い。

3.4.4 BSE が疑われる牛の調査方法の手順書および陽性結果の追跡調査について

神経系の異常兆候を示す事例に関するサーベイランス計画における調査は、次の通り進められる：

- ・ 神経系の異常兆候事例に関する臨床経緯の評価（既往症）
- ・ サンプル採取とその公式診断分析所への送付
- ・ 公式分析所におけるサンプルの登録
- ・ 免疫蛍光検査と Seller 検査による狂牛病診断を行うためサンプルをウイルス科へ送り、判定が陰性の場合には病理科へ送り、分析所長、BSE 計画責任者及びサンプルを送った獣医官の同意を得て、組織病理検査及び免疫組織化学検査を行う。

3.4.5 調査対象に該当する個体を報告した場合の補償の有無

ある場合は開始時期とその補償金額

- ・ BSE が疑われる牛
- ・ BSE に関連して殺処分された牛
- ・ 死廃牛 等

生産者は動物衛生プログラム及びキャンペーンへの参加により補償を受け、衛生当局は主に狂牛病の疑いが生じた群に対し獣医官の支援を提供する。

金銭的補償は無い。

II 牛肉及び牛の内臓のリスク評価に必要な情報

1 と畜対象

1.1 トレーサビリティ

トレーサビリティ及びと畜頭数に関して、以下の 1.1.1～1.2 について記載

トレーサビリ

ティが存在しないもしくはデータが無い場合は、その旨を記載

トレーサビリティ計画を全国レベルで実施するため、モデルケースとしてダリエン県においてパイロットプランを実施した。

農牧開発省が、公式個体識別装置-DHIO を適用し、幾つかの牛飼養施設におけるトレーサビリティシステムを実験的に実施することを決定し、情報収集・提供のための手作りの技術小冊子を作成し、技術的に改善された飼育において同目的を達成するためのソフトウェアを配布した。

(コンピュータ-インターネット)

当経験に基づき、飼育牛及び輸出用牛を含め、現在約 40,000 頭の牛の個体識別を終えており、更にパナマ畜産トレーサビリティ計画の実施を定めた法案の公布を待っている (農牧開発省法務室が公布手続きを進めている)

1.1.1 個体識別規制の概要及び規則 (法令)

BSE 関連規則について以下を明記。規則 (法令) の原文を添付すること

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容 (規制の変更があった場合はその都度記載する)

時期	規制の内容
2005 年 8 月 1 日決議 DAL-060-ADM	「ダリエン県におけるトレーサビリティシステムのパイロットプランの策定」
2005 年 9 月 13 日政令 No.389	「トレーサビリティ国家諮問委員会の設置」
No.2008 法案	「パナマ畜産トレーサビリティ国家計画の実施を決定」
No.2008 法案	「伝達性海綿状脳症の予防・サーベイランス国家計画」に関する法案の公布準備中

(2) 罰則規定

- ・ トレーサビリティ計画に関する法案の第 8 条
- ・ 1997 年法律 No.23 の 78 条から 82 条まで
- ・ 2001 年法律 No.44
- ・ 「1997 年法律 No.23 の 78 条の 11 項を改正し又 13 項と 14 項を追加した」、2002 年 12 月 26 日付法律 No.62

1.1.2 個体識別のための登録項目（例：農場名、生年月日、耳標番号、移動情報、飼料給与履歴等）

トレーサビリティに関する小冊子とソフトウェアを添付

1.1.3 個体識別規制の実施主体及び遵守状況

(1)実施主体

動物衛生局のトレーサビリティ計画担当

(2)個体識別により月齢確認可能な牛の全飼育頭数に対する割合

全飼育頭数の 2.6%に相当する数 40,000 頭

(3)遵守状況確認の方法

当計画の対象となる地域及び農場における本件専門家の技術的現地視察。

(4)確認結果（違反事例（内容）及び違反への対応）

情報収集と技術小冊子及びソフトウェアへの情報の集積・転記に不備があった場合、当システムの利用者の訓練が行われる。

1.1.4 個体識別以外の方法による月齢確認方法

(1)月齢確認方法

個体の歯列による。

(2)それらの方法ごとに確認される牛の全飼育頭数に対する割合

全飼育牛のうち、月齢確認が実施されている牛は 90%を占める。

1.2 と畜頭数

月齢・区分ごとのと畜頭数

	BSE が疑われる牛	30 ヶ月齢超の 健康と畜牛	その他の牛	全数
1986	該当無し	データ無し	データ無し	データ無し
1987	該当無し	データ無し	データ無し	データ無し
1988	該当無し	データ無し	データ無し	データ無し
1989	該当無し	データ無し	データ無し	データ無し
1990	該当無し	データ無し	データ無し	データ無し
1991	該当無し	データ無し	データ無し	データ無し
1992	該当無し	データ無し	データ無し	データ無し
1993	該当無し	データ無し	データ無し	データ無し
1994	該当無し	データ無し	データ無し	データ無し
1995	該当無し	データ無し	データ無し	データ無し
1996	該当無し	データ無し	データ無し	データ無し
1997	該当無し	データ無し	データ無し	データ無し
1998	該当無し	データ無し	データ無し	データ無し
1999	該当無し	データ無し	データ無し	データ無し
2000	該当無し	データ無し	データ無し	データ無し
2001	該当無し	48,371	データ無し	不完全
2002	該当無し	179,811	92,939	272,750
2003	該当無し	211,783	54,001	265,784
2004	該当無し	215,771	61,085	276,856
2005	該当無し	227,949	48,545	276,494
2006	該当無し	185,889	106,830	292,719
2007	該当無し	167,959	127,219	295,178
2008	該当無し	219,476	87,199	306,675

2.3 と畜前検査

2.3.1 と畜前検査の概要

と畜前検査の概要について記載（歩行困難牛などの異常牛を排除しているか）

2008年にと畜前検査により121頭が不合格の判定を受けた。

すべての牛が、休息状態と動作状態の検査を受け、何らかの異常があれば精密検査場（臨床評価）へ送られ、最終的にと畜処理される。検査を担当する獣医官が、隔離された牛の詳細を当該施設の登録票に記入する。

と畜室に移された牛は、と畜後評価のため解剖され、獣医官の評価により一部又は全部の処分を行うか否かが宣告される。

2.4 と畜場での BSE 検査

●と畜場で BSE 検査を実施しているか？

はい / いいえ

どちらかにチェックをする。また、「はい」の場合は、以下について回答する

●と畜場での BSE 検査方法は、サーベイランスに用いている BSE 検査方法と同一か？

はい / いいえ

どちらかにチェックをする。また、「いいえ」の場合は、具体的な検査方法について回答する（組織病理学的診断、免疫組織学的診断、WB法など）

と畜場では BSE 検査を実施しておらず、公式分析所である「ヘラルディーノ・メディナ獣医診断検査分析所」において、組織病理検査及び免疫組織化学検査が実施される。

2.5 スタンニングの方法

スタンガンを使用していると畜場は20施設中3施設との回答だが、そのうち

「圧縮した空気またはガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いていると畜場」の数について回答頂きたい。（回答書では、圧縮した空気またはガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いている、用いていない共に0との記載になっているため）

地方の数カ所のと畜場は機械的スタンニング法（ハンマーによる前頭部の強打）を使用しており、獣医官が検査を実施する16のと畜施設（輸出用施設を含む）は、弾丸頭蓋腔内非侵入式スタンガンを使用している。

2.6 ピッシング

2.6.1 では「該当なし」と記載されているが、2.6.3 ピッシングを行っていると畜場数及び割合では「ピッシングを行っていると畜場数 20%」となっている。実際にピッシングを行っている施設数について、再度回答して頂きたい。

※ピッシング…と畜の際、失神させた牛の頭部からワイヤ状の器具を挿入してせき髄神経組織を破壊する作業のこと。解体作業中に牛の脚が激しくうごいてと畜場の作業員が怪我をすることを防止するためにおこなわれる。

現在、国内消費用の3か所のと畜場のみでピッシングが実施されている。
輸出用認定と畜場では銃弾制止式スタンガンによる頭蓋腔内非侵入法が使用されている。

2.7. 頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部の除去

日本に輸出される食肉における、以下のそれぞれの部位の除去状況について記載

	日本に輸出される食肉について、除去されているかどうか (○/×/把握していない)	除去している場合、除去される月齢 (全月齢/〇〇ヵ月齢以上)
頭部 (脳、頭蓋、眼、三叉神経節、扁桃含む。舌、頬肉を除く)	はい	30ヵ月齢超
せき柱 (背根神経節含む)	はい	30ヵ月齢超
せき髄	はい	30ヵ月齢超
回腸遠位部	はい	30ヵ月齢超
その他 (あれば記載) () 例) 腸、腸間膜	はい	30ヵ月齢超

4 食肉等のリスク

4.2 内臓

内臓等の取り扱いに関して、以下の 4.2.1～4.2.2 について記載

不明もしくはデータが無い場合は、その旨を記載

4.2.1 内臓等の取り扱いについて、一般的に実施されている方法

なお、法令等に基づく規制がある場合は、その概要及び規則（法令）、施設の遵守状況、関連文書を添付。

(1)施設において、扁桃（口蓋扁桃、咽頭扁桃、舌扁桃）はいつ、どこで、どのように除去されているのか

扁桃は、と畜場内の内臓処理所で除去される。

(2)と畜検査員は扁桃が除去されていることを確認しているか

はい

(3)施設において、回腸遠位部は、いつ、どこで、どのように除去されているのか

と畜牛から内臓を除去した後、内容物が漏れないよう腸を二重結紮し、ステンレス鋼製の容器に入れと畜場内部の内臓処理所へ運び、1%の斜度があり開口部を備えた長さ3メートルのステンレス鋼製のトレイへ内臓を移す。ここで回腸遠位部を除去し、加工用の腸を分離し、内臓の内容物を除去するため高圧水で洗浄し、最後に加工及び包装を行う低温室へ移す。

(4)と畜検査員は、回腸遠位部が除去されていることを確認しているか

はい

4.2.2 内臓等の取り扱いについてのマニュアル、SSOP 等の有無

はい

5.1 輸出のための付加的要件等

○日本向け輸出のための BSE に関連した特別な要件があれば回答頂きたい（関連文書があれば添付）

日本向けの食肉輸出に関する特別要件は存在しない。
定期的にモニタリングを受け、トレーサビリティ計画に参加している施設で飼養された牛に由来する輸出用製品に対して、動物衛生局が衛生条件を保証する。

○全と畜場・全食肉処理場のうち、日本向け輸出用の食肉処理を行っている施設と、それらの施設のうち HACCP、SSOP を導入している施設の数

	全数	日本向け輸出用の食肉処理を行っている施設数		HACCP、SSOP を導入している施設数
と畜場	施設	日本向け輸出専用施設数	施設	施設
		国内消費用・他国向け輸出用と日本向け輸出用の両方の食肉を処理する施設数	施設	施設
食肉処理場	施設	日本向け輸出専用施設数	施設	施設
		国内消費用・他国向け輸出用と日本向け輸出用の両方の食肉を処理する施設数	施設	施設

○日本向け輸出用食肉とそれ以外の食肉（国内消費用や他国向け輸出用）の両方を処理していると畜場・食肉処理場に関しては、それらの食肉が混同しないような対策が取られているか。また取られている場合は、その具体的な対策についても記載（ライン分離、時間帯分離／特になし／不明 等）

国内消費／日本以外の国への輸出用及び日本への輸出用の加工用施設に関する質問：

施設に差異は無く、特定の輸入国向けの施設は存在しない。

・ 複合ラインの交差汚染防止策が実施されているか？

輸出用施設は、分離したと畜ラインで作業を行う。

・ その対策が実施されている場合、実際の方法を記述すること（例、ライン分離、加工時間分離、特別策無し、不明等）。

HACCP 及び SSOP による対策を実施した分離ラインを採用。